

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>            2 項目別評価            II. 業務運営・財務内容等の状況            (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p><b>【原文】</b>  <u>平成16～21年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。</u>  <u>(法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項)</u>            ○ 「部局等に自己点検・評価委員会を常置し、部局固有のテーマに関する自己点検・評価を多面的な視点に立って定期的に実施する」(実績報告書47頁・中期計画【212】)について、第1期中期目標期間に実施対象となっている部局のうち、医学研究科等において、自己点検・評価もしくは外部評価を実施していないことから、中期計画を十分には実施していないものと認められる。</p> <p><b>【評定】 中期目標の達成状況がおおむね良好である</b>            (理由) 中期計画の記載12事項中11事項が「中期計画を十分に実施している」と認められるが、1事項について「<u>中期計画を十分には実施していない</u>」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。</p> <p><b>【申立内容】</b>  <b>【修正文案】</b> の通り変更願いたい</p> <p><b>【修正文案】</b>  <b>【評定】 中期目標の達成状況が良好であ</b></p>	<p><b>【対応】</b>            意見のとおりとする。</p> <p>なお、正確な評価に支障を来すため、実績報告書等の作成、資料の提出等に当たっては、実施状況の明示や正確性を高めるなど、十分留意することが求められる。</p> <p><b>【理由】</b>            事実関係に即した修正。</p> <p>以上の修正に基づき、全体評価の記載のうち、自己点検・評価の記述を削除する。</p>

る

(理由) 中期計画の記載12事項すべてが「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

**【理由】**

平成22年7月9日に貴国立大学法人評価委員会より本学に照会がございました「中期計画【212】『部局等に自己点検・評価委員会を常置し、部局固有のテーマに関する自己点検・評価を多面的な視点に立って、定期的に実施する』（実績報告書47頁）について、自己点検・評価の実施対象となっている部局ごとに、第1期中期目標期間における自己点検・評価の実施状況や外部評価の実施状況を、下記の記入例を参考に作成願います。」に関して、「自己点検・評価の実施対象となっている部局」ではなく、本学の部局全てを挙げて一覧表を作成・提出しました。

一方、自己点検・評価の実施調査の対象とすべき部局は、「国立大学法人京都大学の組織に関する規程」のうち、専任教員の配置により構成されている、学部、大学院及び研究科等（第15条及び第25条）17部局、附置研究所（第30条）13部局、全国共同利用施設（第45条）4部局の計34部局が該当するものと考えております（別添資料1参照）。これは、大学評価・学位授与機構が実施する教育研究評価の現況分析対象となる学部・研究科等と一致いたします。

（その他の学内共同教育研究施設、外部資金により設置したユニット等については、自己点検・評価の実施を部局の自主的判断に任せており、参考までに毎年、取組状況を調査しております。）

この評価実施対象となる34部局すべてが自己点検・評価または外部評価を実施しており、中期計画【212】に関する部局の自己点検・評価の実施率は100%であり、中期計画を十分に実施していると判断した次第で

ございます。

平成22年8月23日に文部科学省において実施されましたヒアリングの場で、自己点検・評価を実施していない旨を問われた医学部・医学研究科でございますが、平成19年度に、学部・研究科別に、別添のとおり自己点検・評価を実施しておりました（別添資料2、3参照）。学内の調査不備でございます。この場を借りてお詫び申し上げます。

なお、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日）において、大学に対して大学教育の質の維持・向上を図るシステム（内部質保証システム）の構築が求められており、また、貴委員会が策定している「第2期中期目標期間における国立大学法人評価の改善点」においても、評価の重要性の否定や後退につながることはないよう、着実な自己点検・評価の取組の実施が求められているところでございます。これらの趣旨を真摯に受け止め、今後も一層、着実な自己点検・評価を実施していく所存でございます。